

徳島市情報公開・個人情報保護審査会答申

(徳情個審答申第13号)

平成27年7月29日

徳情個審答申第13号
平成27年 7月29日

徳島市長 原 秀 樹 殿

徳島市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 豊 永 寛 二

徳島市情報公開・個人情報保護審査会条例第2条第1項第3号の
規定に基づく諮問について（答申）

平成27年3月23日付情報発第23号により徳島市長から諮問のありました徳島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の制定の件について、次のとおり答申します。

結論

徳島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例について、次に掲げる事項のほかは、特段の問題は認められない。

学齢簿の編成に関する事務において個人番号を利用する必要性が認められない。

児童福祉法による保育所における保育の実施に関する事務、国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の賦課徴収に関する事務及び低所得で特に生計が困難である者及び生活保護受給者について介護保険サービスを提供する法人が利用者負担を軽減する事業に関する事務において、徳島市は国民年金法による年金である給付の支給に関する情報を保有していないため、庁内連携により利用することができる特定個人情報であると認められない。

< 参考 >

(審 査 会 の 経 過)

年 月 日	審 査 会 の 経 過
平成 27 年 3 月 23 日	実施機関から諮問書を受理
平成 27 年 4 月 13 日 (27年度第 1 回審査会)	徳島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の概要説明及び質疑応答を行った。
平成 27 年 4 月 20 日 (27年度第 2 回審査会)	徳島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の内容の説明及び質疑応答を行った。
平成 27 年 6 月 1 日 (27年度第 3 回審査会)	答申案の検討を行った。
平成 27 年 7 月 29 日 (27年度第 4 回審査会)	答申案の検討を行った。